

議案第102号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月30日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 育児休業に伴う臨時的任用職員に係る退職手当の支給要件を緩和するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく世田谷区規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）の数（以下「勤務日数」という。）が18日（1箇月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

第3条第2項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が18日」を「が職員みなし日数」に改め、同条第3項中「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第10条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあった月を除く。）をいう。

第10条第4項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例

による短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「(平成3年法律第110号)」を加え、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間

第11条第2項及び第13条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項の改正規定を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。